

川内町一丁目宅地販売

**住宅取得応援事業補助金と合わせて、
最大約230万円の補助金が受けられます**

桐生市土地開発公社では、川内町一丁目の宅地4区画を先着順で販売しています。対象は次の全ての条件を満たす人です。

①御自身又は3親等以内の親族が居住する住宅を購入後3年以内に建築し、生活の本拠とする人

②代金全額を指定する期日までに支払える人

※すでに宅地を所有している人も申し込みができます。

購入者に対する支援

この宅地に関しては、次の住宅支援が受けられます。

○子育て支援

中学生以下の子が居住する子育て世帯に対し、20万円を

支給します。

○市外からの転入者支援

市外からの転入世帯に対し、15万円を支給します。

○建設奨励金

次の3つの条件を満たす人に販売価格の5パーセント相当を建設奨励金として支給します。

①売買契約締結の日から3年以内に住宅を建築する人



場所	面積	販売価格
① 川内町一丁目31-4	284.74㎡ 86.13坪	6,748,338円
③ 川内町一丁目31-8	282.71㎡ 85.52坪	6,502,330円
④ 川内町一丁目31-9	281.17㎡ 85.05坪	6,382,559円
⑥ 川内町一丁目31-11	283.52㎡ 85.76坪	6,577,664円

※坪面積は㎡面積に0.3025を掛けて算出し、端数処理したものの

②群馬県産または桐生市産の木材を構造材（土台・柱・梁）として50パーセント以上使用した住宅を建築する人

③市内の建築業者（工務店）に請け負わせ、市内の材木店から構造材を取得して住宅を建築する人

申し込み希望する人は、桐生市土地開発公社（市役所5階の都市計画課内）へ申込書を提出してください。

申込用紙と案内書は、同公社のほか、市ホームページに有ります。

問い合わせは、桐生市土地開発公社（☎内線784）へ。

住宅取得応援事業補助金も活用を

この宅地を購入し、住宅を建築する際には、住宅取得費用の一部を補助する「桐生市住宅取得応援事業補助金」も活用することができますので、是非、御利用ください。補助金額は基本補助（最大50万円）のほか、加算補助条件を満たすことにより最大200万円。詳しいことは、建築住宅課（☎内線632）へお問い合わせください。

桐生市中心市街地 空き店舗対策事業 補助金

最大120万円の
補助金が受けられます



注したものに限り、
工事費は内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調工事、電気工事など（備品の購入は対象外）
対象は中心市街地（本町一丁目～六丁目、錦町、末広町など）の空き店舗に出店し、次の条件を満たすこと。
・一階において主たる営業を行うこと。
・原則として週5日以上営業すること。
・夜間営業のみでないこと。
・市内既存店舗からの移転でないこと。
・桐生商工会議所などの経営指導を受けること。
・出店地域の商店街団体に加入すること。
・国、県及び市の補助金制度の対象でないこと。
・平成28年3月末までに開業できるもの。

桐生市中心市街地の空き店舗を改修し、出店する人に改修工事費の一部を補助します。補助金額は対象経費の2分の1以内で最大100万円。
また、このほかに空き店舗情報登録加算として10万円、市外からの転入者については、さらに10万円の加算を受けられる場合があります。ただし、加算分を含めた補助金の額は補助対象工事費の額を限度とします。
対象経費は店舗の改修に支払った工事費（市内業者に発

・市税を滞納していないこと。
対象業種は小売業、飲食店又はサービス業など
申し込みは改修工事を行う前に市役所3階の産業政策課に、必要書類を添えて申し込んでください。
申込用紙は、産業政策課のほか、市ホームページに有ります。
問い合わせは産業政策課商
業・金融係（☎内線583）

スーパープレミアム商品券を販売します

1万円で1万3000円の
分の買物ができます

市内経済の好循環を創出するため「桐生市スーパープレミアム商品券」を発売します。商品券が使用できる取扱登録店は、一覧表がまとまり次第、ちらしやホームページなどでお知らせします。
有効期間 8月17日(月)～平成28年1月31日(日)
販売数 5万セット
購入限度 1人5セット(5万円)まで※販売数を超えた場合は、1人最低1セットは購入できるようにします。

対象 市内に居住又は勤務する人

販売価格 1万円(券総額

1万3000円。1000円

券の13枚つづりで、大型店で

利用可能な商品券は6000

円分です。中小の小売店では

全ての券を利用できます。)

申し込み 6月1日(月)か

ら7月15日(水)まで(当日

消印有効)に下図のとおり往

復はがきで桐生商工会議所に

申し込んでください。

問い合わせは、産業政策

課商業・金融係(☎内線563)、桐生商工会議所(☎451201)へ。

スズメバチの巣 駆除費を補助します

巣を駆除する前に申し込みを

スズメバチの活動巣の駆除費の一部を補助します。補助の対象となるのは、市の指定業者が駆除した場合に限ります。対象=市内に所有する一般住宅又は併用住宅敷地内にスズメバチが営巣し駆除しようとする人

負担額=巣1個当たり4,750円※市が指定業者と結んだ巣1個あたりの協定締結額9,500円の2分の1の額を補助します。

ただし、スズメバチの活動巣の営巣場所が、高所にある場合や、天井裏、床下で構造物を壊さなければ駆除できない場合など、特別な作業にかかる費用は、個人の負担になります。

申し込み=12月25日(金)までに電話で環境課(☎内線318)、新里支所市民生活課(☎74-2384)、黒保根支所市民生活課(☎96-2111)へ申し込んでください。

問い合わせは、環境課放射線対策・環境係(☎内線318)へ。

締め切りは
7月15日(水)

郵便往復はがき 376 0023		※この面には何も書かないでください	
往信	桐生商工会議所 「商品券」係	錦町3・1・25	返信
郵便往復はがき □□□□□□		桐生市スーパープレミアム商品券申し込み	
返信		①住所 ②氏名 ③電話番号 ④希望セット数 ⑤勤務先 ※⑤は、市外居住者のみお勤めの市内企業名を記入	
住所、氏名を記入してください。		申込者の郵便番号	

中小企業人材養成事業

中小企業の経営者や従業員が受講する認定研修機関で行われる派遣研修や通信教育(パソコン研修を除く)の費用に対し、助成します。ただし、研修期間が今年度中に終了するものに限りです。

助成額=受講料(消費税を除く)の50パーセントで、1事業所につき年間10万円までです。

申し込み=事前に産業政策課へ連絡の上、申請用紙に必要事項を記入して研修開始の10日前までに市役所3階の産業政策課へ提出してください。

申請用紙は、産業政策課のほか、市ホームページに有ります。

問い合わせは、産業政策課工業労政係(☎内線564)へ。

季節資金(夏季)の御利用を

夏季の運転資金(賞与の支払い、仕入れなど)を必要とする人に対し、資金を融資します。

対象=次の全てに該当する人

①市内の中小企業者②市内に店舗、工場、事務所などを持っている③同一業種を1年以上継続している

限度額=1,000万円

年利・融資期間=1.5パーセント以内・6か月以内

返済方法=分割又は一括返済

申し込み=8月31日(月)までに、市内及びみどり市大間々町などの金融機関(労働金庫と農業協同組合、ゆうちょ銀行を除く)へ。

問い合わせは、取り扱い金融機関又は産業政策課商業・金融係(☎内線583)へ。